

インフルエンザに関する申告書（出席停止申請書）

季節性インフルエンザについて、厚生労働省より通知された「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」において、「発熱外来のひっ迫等を回避するため、従業員または生徒に医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めないこと」とされました。

インフルエンザに罹患された場合、従来の「登校許可証」ではなく、保護者の責任の下、本申告書でご申告くださいますようお願い致します。

なお、インフルエンザは学校保健安全法における感染症の第2種に指定されており、同法において、出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」と指定されております。学校内での感染拡大を防ぐために、出席停止期間を遵守くださいますようお願い申し上げます。

※太枠内をご記入ください。

京華中学・高等学校	京華商業高等学校	京華女子中学・高等学校	
年	組	番	生徒氏名

・発症日： 令和 年 月 日			
・受診した医療機関名： _____			
・療養終了日： 令和 年 月 日			
※下記の〈出席停止期間の数え方〉をご参照ください。			
・登校復帰日： 令和 年 月 日			
上記の通り、保護者として責任を持って申告いたします。			
令和 年 月 日			
保護者氏名（自署）			

〈インフルエンザの出席停止期間の数え方〉

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症日	5日間経過					登校可能
		解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
			2日間経過			